

個人情報保護条例第32条の6、第32条の7の改正

1 引用条項の繰下げ

① 条例第32条の6第3項

番号法第19条第13号 ⇒ 番号法第19条第14号

【理由】

- ・ 特定個人情報を提供できる場合を規定した「番号法第19条」に第8号(※1)が追加された。

※1・条例事務関係情報照会者(※2)が、条例事務関係情報提供者(※3)に対し、独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。(抜粋)

※2・自治体が行う「条例で定める事務」(独自利用事務)を処理する自治体の長などをいう。

※3・条例事務関係情報照会者に対し独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者をいう。

② 第32条の7第1号

番号法第28条 ⇒ 番号法第29条

【理由】

- ・ 番号法に第26条(資料58-5※2参照)が追加され、以降の規定が繰り下げられた。